

## 平成25年政策評価推進計画書

基本目標	組織犯罪対策の強化
施策名	暴力団総合対策の推進
施策目標	暴力団の取締り及び排除活動の推進
施策設定の背景	<p>近年の暴力団勢力は、全体の約半数を六代目山口組が占める一極集中が顕著であり、山口組傘下組織の中でも弘道会が、山口組を事実上支配し、権力と勢力を一層強大化させる原動力となっています。</p> <p>山口組、住吉会、稲川会の主要三団体を中心とした暴力団は、覚醒剤の密売、賭博等の伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力等に加え、組織実態を隠蔽しながら、公共工事や企業活動への進出を図り、企業活動を仮装したり、暴力団と共生する者を利用したりするなどし、社会経済情勢の変化に応じて様々な資金獲得活動を行っています。</p> <p>また、全国的には、対立抗争を始めとする、暴力団等によるものと認められる拳銃を使用した凶悪事件が依然として発生しており、県民の平穏な日常生活に脅威を与えています。</p> <p>このような暴力団組織を弱体・壊滅するためには、社会情勢の変化に留意しながら、警察の取締りと暴力団排除活動を有機的に連動させるとともに、関係機関との連携を強化し、社会が一体となって暴力団を孤立化させるための総合的な対策を強力に推進することが必要です。</p>
実施項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暴力団の暴力的不法行為の根絶</li> <li>○ 暴力団の活動基盤を崩壊させるための諸対策の推進</li> </ul>
実績(成果)指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暴力団員の検挙人員</li> <li>○ 暴力団対策法に基づく行政命令の発出件数</li> <li>○ 職域及び地域における暴力団排除活動の推進状況・基盤整備状況</li> </ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国の暴力団員の検挙人員</li> <li>○ 全国の暴力団対策法に基づく行政命令の発出件数</li> <li>○ 全国の暴力団排除活動の基盤整備状況</li> </ul>
施策主管課	刑事部組織犯罪対策本部捜査第四課
政策評価担当課	刑事部組織犯罪対策本部組織犯罪対策課

注1：暴力団と共生する者とは、暴力団に資金提供するなどして、資金獲得活動に協力し、又は関与する個人やグループの存在がうかがわれ、表面的には、暴力団との関係を隠しながら、その裏で暴力団の威力、資金力等を利用することによって自らの利益拡大を図っていることをいいます。

2：暴力的不法行為とは、暴力的な手段で人の生命、身体又は財産を害するような不法行為をいいます。

具体的には、殺人、傷害、強盗、暴行、脅迫、強要、恐喝など、暴力を振るう犯罪や、個人又は暴力団の肩書・威嚇力を利用して、不当、法外な利益を得る犯罪です。